

中央教育審議会大学分科会大学教育部会（第4回）での
日本学術会議における大学教育の分野別質保証の審議状況報告にかかる議事メモ

1. 日時 平成23年8月22日（月） 16:00～18:00
2. 場所 文部科学省東館 3F 1階特別会議室
3. 日本学術会議からの出席者（3名）
 - 大学教育の分野別質保証推進委員会委員長 北原 和夫
 - 大学教育の分野別質保証推進委員会委員 吉川 裕美子
 - 大学教育の分野別質保証推進委員会委員 広田 照幸

4. 議事（日本学術会議関係抜粋）

（1）大学教育の主要課題について（文部科学省）

○大学は歴史的・国際的に確立された考え方にに基づき成り立っていて、日本においても同様であり、教育基本法第1条で「教育は、人格の完成をめざし、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」とあり学校教育共通の事柄としてある、それを受けて学校教育法第83条で大学の目的を規定しているが「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」とされ、そうした活動の成果として第104条で「大学は…、大学を卒業した者に対し学士の学位を、大学院の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を…授与するものとする」とされている。従って、我が国の大学については戦前からある大学あるいは新しい大学あるいは国公私を問わず、こういう教育基本法及び学校教育法の枠組みが共通に適用されているところである。こういった教育上の枠組みを単にきれいな言葉が書いてあるというだけではなく、今日的な文脈の中でどう考えていくのかといくことが課題である。1つは大学教育を通じた共通基盤の確立とあり、学士課程あるいは大学院における共通性の確立とされ、これに対して中教審として学士課程答申及び大学院答申を出している。2つ目は各大学の個性・特色の発揮とあり、これは機能別分化あるいはそうした分化していく中での各大学の使命の明確化といったテーマが従前からある。大学分科会全体としてはこれらの支援策をどう具体化するかということを議論している。また、上記2つを議論していく中で、考え方としてこれらの為のガバナンス強化の問題も出てくる。また、人材育成の観点から、震災後の我が国の人材育成の在り方や社会全体の変化の中で教育をどうするのかという点が全体の問題意識としてある。

学士課程答申は学士力の定義が分野を横断する形で定義されている。それを受けて、3つの方針の明確化をはじめとする様々な改革がなされてきた。しかしその反面まだ検討課題は残っているという大学分科会全体の議論があった。そして大学分科会における2年ほどの検討として、公的な質保証としての設置基準、設置認可、

認証評価の改善に関して議論して頂いてきていて、そうした議論の流れとして2つの大きな制度改正をしている、教育情報の公表及び就業力の向上という観点から制度改正がこの春から始まっている。こういった学士課程答申後の大学分科会の議論があり、それと並行して学士課程に係る検討の展開として、学士課程答申を出した頃から、分野別の到達目標の設定あるいは人材の開発という問題意識があり、そういった検討にあたっては分野ごとの多様性ということもあるので、一つ学術会議において分野別の質保証について検討を依頼したところである。またその他にも文科省として、高度専門職業人養成の観点から支援をしていることもある。こういう全体の枠組みがある。

○これまでの議論を整理すると、大学教育を通じた共通基盤の確立となっているが、学士課程答申及び大学院答申においては、いわゆる学士力あるいはそれぞれの学位プログラムに関わる議論がなされてきた。ただ例えば大学に関する一律に一つの学士力の質の保証の基準を設けるといのは問題ではないかという議論もあり、また、学士力については各大学の個性・特色の発揮、機能別分化と関わって学士力の確立を考えていく必要もあるのではないかという議論もある、その両者を実践していくための大学のガバナンスということが3つ目の論点として出てきた。本日はその共通基盤の確立あるいは学士力の概念について学士課程答申で分野を横断する学士力の要素が定義されているが、一方で分野別の到達目標の設定であるとかコア・カリキュラムの必要性も議論されていて、日本学術会議においてその分野別の質保証に関して議論をして頂いている。その学術会議における分野別の質保証にかかる審議の状況について報告頂き意見交換を致したい。(部会長)

(2) 日本学術会議における大学教育の分野別質保証の審議状況について(北原委員長)

○学術会議では3年前の中教審大学分科会の学士課程教育の構築に向けて(審議のまとめ)を受けて大学教育の分野別質保証の在り方検討委員会を発足させ審議を進め、昨年8月に回答を出した。その後新たに大学教育の分野別質保証推進委員会を発足させ分野別の教育課程編成上の参照基準を策定すること及びそれをどう広めていくかについて、また、学位に関する問題等を検討している。このような一連の流れの中で私たちが基本的に大事にしてきたことは、大学に関わる各ステークホルダーたちの中でコミュニケーションを図ることであり、国大協、公大協、私大団連、大学基準協会等々の様々な団体等機関と共同で審議を行うと伴にシンポジウム等も開催した。その成果として纏められたものが回答である。

分野別の質保証の枠組みに係る提言の内容として3つの考え方を示している、1つ目は大学教育の多様性を損なわず大学の自律的質保証を維持していること、2つ目は、ユニバーサル化の時代にあつて学生が専門的職業人としてあるいは市民として生きていくことが意図されていること、3つ目は、各学問分野の特性を検証して学生や社会にとって各分野の教育内容が明示され可視化されることとしている。その

ために分野別の参照基準が必要であると述べ、今実際に各分野別の参照基準の策定を進めてきている。それから回答では外にも2つ提言している、2つ目は教養教育についてであり、21世紀型の市民性を念頭に置いた教養教育の在り方、教養教育が専門教育の前段階であるという考え方の脱却を提案している、3つ目は大学教育と職業との接続に関する考え方を示している。

今審議を進めている参照基準についての考え方であるが3点あり、1つ目は各学問分野に固有の特性を提示していこうということ、これは各分野に固有の世界の認識の仕方に加え世界への関与の仕方について検討していくということである、2つ目はそれに基づきすべての学生が身に付けるべき基本的な素養は何かということ、3つ目は学習方法及び学習成果の評価方法に関する基本的な考え方は何かについて定義するということであると提案した。実はこのような動きは既にイギリスの方でも始められていて、大学関係者だけでなく学会等も参加し各分野別の学習の基本的な考え方を定義している。

学位に付記する専攻分野については実際の学習内容を明示していくべきと中教審の答申で懸念が述べられているところだが、これについても検討を行ってきており、現状では基本的には学科名称と学習内容とは区別して考える必要があるのではないかという方向で議論が進んでいる。

○参照基準がどう使われるのかというと、学術会議がそれぞれの分野毎の参照基準を策定していき、それを各大学が参照してそれを参考にしながら学術的な基盤の上に立ち、それぞれの大学の状況に合わせたカリキュラムを作ってもらい、その後そのモニタリングを通して点検・改善をしていくような形で使われていくことを想定している。(広田委員)

(3) 現時点での各分野の審議の状況～実際に参照基準の策定に着手する前提となる大きな方向性についての検討～(広田委員)

(4) 学位に付記する専攻分野の名称の在り方検討分科会における審議状況(吉川委員)

(5) 意見交換

○基本的に賛成であり早く提言を出して頂きたいと考えるが、特に学位の問題は学科の名称なのか何なのか良く分からない名称がたくさん出てきていて、何を学んで来たのかさっぱり分からないというようなことが良く見られる。国際的に通用しないとなると、折角日本の教育は悪くなく外国に通用するものがたくさんあるのに、学位だけを見ると何が何だか分からないということになってしまう。留学生も多く日本に来るし、逆に日本の学生も海外にたくさん行くので、特に留学生の場合は学位が分からなければ本当に何を勉強したのかが分からなくなってしまうので深刻である。是非学位に何を書くかということではなくて、何を勉強したのかが分かるような学位名称にして頂きたいという基本的な方針を早く出して頂きたい。(部会委員)

○EUの方ではボローニャ・プロセスにより、ディプロマ・サプリメントで何を勉強

したのかあるいは各大学及び国の教育システムがどうなっているのかなどについて非常に明快に記載する制度も導入されている。(北原委員長)

- 学位の名称については現状がカオス状態になっているので方向性を示す必要があると思うが、質保証推進委員会の設置期限が平成 26 年 3 月 31 日となっているが、それまで学位の方向性は結論として出せないのか、あるいは分野別の参照基準の中身を検討することはおそらく同時並行できないことは理解できるが、学位の名称問題は逆にそれと一体として結論を出す必要があるのか。(部会委員)
- 関連して、分野別の参照基準の審議の進捗状況が大きく違っているが、どういう対応をするのか。(部会委員)
- 学位に付記する専攻分野の名称の在り方検討分科会は設置期限を平成 23 年 12 月 31 日としているのでそれまでには一定の結論が出せるものと考えている。また、各分野別の参照基準の審議の進捗状況についてだが、これは分野によって温度差があるので、危機感を持っている分野は積極的であるが、また我々親委員会の分野別質保証推進委員会の委員も加わって議論をしているので一度に 10 や 20 も同時並行で議論できない、現状の 2 分野に加えて理工系から 1 分野、それに若干を加えた数で 1 年間議論を進めて参ろうと考えている、一つのモデルができると次は少しやり易くなると思うので、できれば 3 年間で 30 程度の分野の策定をしていきたい。(北原委員長)
- 色々な方面から纏めようとしていてとても熱意が伝わってくるが、伺いたいのは、第二部の学士課程の教養教育の在り方についてである。少し抽象的あるいは現状というより過去の事のような感じがしないでもない。専門教育との関係では多少違っている部分もあるのではないか。学士課程教育の構築に向けての中では、分野横断的に 3 つの統一性を考えるということになっていて、それは一般教育と専門基礎と専門としている。このことについて議論をしたのか、要旨を一見した限りではあまり言及がされていないようである、そのような一般教育と専門基礎と専門の構造的な関連が示されれば誠にありがたい。またそれが「教育課程編成上の参照基準と各大学における実際の教育課程の編成の関係」の中に多少なりとも入れることができないだろうか。(部会委員)
- 現在の大学で行われている教養教育の多様性を認めつつ、その原点が民主主義社会を支える市民の育成にあることを再確認することが重要であると考えている、つまり専門教育と教養教育を分けて考えるべきで、現状の教養教育を前期に位置づけて専門教育の基礎とする考え方から脱却すべきであるという提案である。教養教育と専門教育をどのように組み合わせるかというのは各大学で行われるべきことであり、それは色々な組み合わせがある。例えば専門教育の中に教養的な要素も充分入れられる、それは参照基準の中でも明確に謳おうと考えているが、それに加えて市民としての連帯の背骨となるような形の新たな知の共通基盤を形成すること、コミュニ

ケーション能力であり、それは一方的な情報伝達ではなくむしろ相手の話を聞く力が大事である、語学教育やインターネット教育にも教養的な要素は入れられるということを回答では述べている。(北原委員長)

○教養教育と一般教育は同じではないのではないか。そしてカリキュラムの中の一般教育の位置付けがはっきりしていないのではないか。一般教育と専門基礎と専門そのすべてを含めてカリキュラムを作る必要があるが、それと教養教育との関係はどうなるのか。(部会委員)

○回答では、後ろ向きではなく前向きに新しい時代の教養教育を考えるべきであり、そのような新しい教養教育の在り方を学術会議として取り纏めた。(広田委員)

○産業界から見たときに、学術会議が分野別質保証に係る審議をしているということは大変うれしく思う。産業界としてはこの20年間の反省を踏まえて、今後は採用にあたって大学での教育内容を尊重してきたいと考えている。そういう意味では分野別に学びの質が保証されているということは大変うれしいことである。

30年前を考えた場合、今の時点とでは大学進学率などの状況が全く違って、かつては二つの理由により大学での教育内容を企業は問わないと豪語していた、企業に入った後でも教育ができるし、進学率が20%の時代であれば大学に入学できるだけでそれなりの力があることを証明できていたこと、経済が右肩上がりの状況では企業の特種な知識だけを持っていれば経済成長に乗っかっていけるという自信が各企業にあったことなどである。ところがここに来て大学進学率が5割を超え質の保証ができなくなり、また、企業自身がグローバルの競争の中に巻き込まれて方向性を見失う中、企業の個別特殊能力だけでは余り意味を持たなくなり汎用的な知識を持っている若い人たちの知恵が欲しいという状況になってきた。そのときに分野別の質保証などにより可視化されているということは企業にとっても採用がし易いことに加え学生とのコミュニケーションも取れるようになる。

しかし、800に近い大学がある中でそのすべてに共通する質の保証というのは非常に難しいと思うが、そこをどう考えているのか。(部会委員)

○各大学毎に人的・物的資源には違いがあるし、それぞれの学生にも違いがあるのは当然であり、そのすべてを同じように扱うことはできない。だが例えば物理学あるいは自然科学を学んだものは少なくともこういう考え方はできるということは言えるのではないか、我々はそれを代弁していきたい。それにより能力のある学生とそうではなく一つの事しかできない学生が話をできるような社会にしていきたい。それは更に専門の中だけではなく専門を越えてお互いに何を学んでいるのかが少なくとも共感でき分かり合えるような社会にしていなければならないと考えている。つまりスーパーマンをつくるのではなくて、共に協働していけるような社会を作っていくということが非常に大切なテーマとしてある。(北原委員長)

○各大学で実践的なものを教えるのか学術的なものを教えるのか、あるいは高度なこ

とを教えるのか基礎的なことを教えるのかというのは大学によって違って良く、しかしある学問を学ぶことで共通に身に付く能力は絶対あるはずだという考え方である。(広田委員)

- 例えば経済学部を卒業しても簡単な経済問題について全く答えられないという学生も現実にいるので、最低限経済学士であればここまでできる、それが出来なければ大学は卒業させるが学士号は出さないというようにするべきであり、卒業=学士というのが一番の問題なのではないか、卒業と学士号の授与を分けてみたら如何か。(部会委員)
- その問題は参照基準とは直接関係がないが、経済学士に値しないという場合には大学の教育が悪いということもあり、その辺りは非常に曖昧なままに動いているので、そこははっきりさせる必要があると思う。(北原委員長)
- この問題は質保証問題の一番悩ましいところであるので、引き続き議論を重ねていく所存である。(部会委員)
- 去年の学術会議の回答の中では医学、歯学、薬学、獣医学などは除くということであったが、そのような分野についても参照基準を作って欲しいという話も良く聞く、学術会議としてそのような資格制度あるいはそれに関連する分野についてどのようなスタンスを取るのか、それから文科省との連動はあるのか、その関係性をどう考えているのか。(部会委員)
- そういう声があることは我々も認識していて、例えば、医学は国家試験の中にあるが果たしてそれだけでいいのか、例えば社会的な説明責任であるとか、世界との関わり方であるとかという部分は国家資格だけでは分からないと思うので、もう少し別な説明の仕方もあるのではないかとすることも今後検討していきたい。(北原委員長)
- 最初のころの教育部会で医療系に関するモデル・コア・カリキュラムの状況等について報告をしたが、そこで申し上げた通り、それは文科省として作ったものではなく、医療系におけるカリキュラム等も大学関係者の方々のご意見を伺いながら作成しているものであるので、ここでも色々な形で現状の改善を図っていくことが大事である。(文科省)
- この程度までできれば学士として認めるというようなイメージで理解したが、そうすると例えば高校までの勉強は学習指導要領があり達成度がありいかに答えがある問題を正確に答えに到達できるかということを使命としているが、本来学問というのは答えがない問題をいかに自ら問い学び切り開いていくかということだと思うのだが、学士についてもその枠を決めていくということになると、学問の追求だとかというようなことは大学院で学ぶという定義になるのか。(部会委員)
- そうではなく基本的な考え方などを提案していきたい。そうすると解けない問題をどうするのかということになってくるが、それはそれぞれの大学が高等教育の目標

としてきちんと提案すれば良く、参照基準というのはその教育内容の学びのコアになる部分を初等中等教育も含めて社会に見せることであり、要するに可視化するということがもう一つの役割としてあると思う。(北原委員長)

○この議論はまた重ねて行う機会を設けたいと思うので、よろしくお願いします。(部会委員)